

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、当たる日は、  
とおり)

とおり告示する。

平成6年4月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

- ◇告示 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの（保険課）
- 森林病害虫の駆除命令（森林保全課）
- 鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更（〃）
- 松くい虫の特別防除の実施（〃）
- 保安林の指定予定（〃）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（〃）
- 土地収用法による裁決手続の開始の決定（収用委員会）

## 告示

### 鳥取県告示第三百七十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次の

平成6年4月22日

**鳥取県告示第三百七十八号**

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第一項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

一 区域及び期間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があつたものとみなされる年月日
谷口医院	鳥取市南町四二五	平成6年1月1日
ダイゲン眼科	鳥取市扇町一三三一一	タ
吉田歯科医院	氣高郡青谷町大字青谷三九三五	タ
井尻歯科医院	鳥取市雲山一〇一三八	平成6年3月1日
よなご薬局	米子市車尾一二九四一一	タ
なべや薬局	米子市西町一〇	平成6年3月十五日

- (一) 鳥取市、米子市、倉吉市、岩美郡国府町及び岩美町、八頭郡郡家町、八東町  
及び用瀬町、東伯郡三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤崎町、西  
伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町  
並びに日野郡日野町、江府町及び溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）
- (二) 気高郡気高町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部（別紙のとおりとする。）
- 2 期間  
平成6年6月21日から同年7月15日まで
- 二 森林病害虫等の種類
- 松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
- 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する  
者は、当該松の樹木について、一の1の(一)に掲げる区域にあっては航空機を利用して、  
一の1の(二)に掲げる区域にあっては地上から、薬剤の散布を行うこと。
- 四 その他必要な事項
- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた場合において損失補償を受けようとするときは、別に定  
める申請書を当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の  
長に一の2に掲げる期間経過後速やかに提出すること。
- 〔別紙〕は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並び  
に関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。)

- 鳥取県告示第三百七十九号**
- 松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基  
づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により告示  
する。
- その関係書類は、鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて  
一般の閲覧に供する。

**鳥取県告示第三百八十号**  
平成六年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基  
づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域

鳥取市、岩美郡岩美町、国府町及び福部村、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町の各  
一部（別紙のとおりとする。）

二 期間

平成6年6月21日から同年7月15日まで

〔別紙〕は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並び  
に関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。)

**鳥取県告示第三百八十一号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十  
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 保安林予定森林の所在場所

- 日野郡江府町大字御机字上城平八三四
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 二 1 保安林予定森林の所在場所
- 日野郡溝口町吉市字井ノ谷上ミ平六八四の一、六九一、字井ノ谷下モ平七〇一、  
七〇二、日野町根雨字舟谷下平ラ五二八、字舟谷上ミ平ラ五四〇、字荒神谷下モ平  
ラ五四六、字荒神谷上ミ平ラ五五三、字大塔八一七から八一九まで、八二一から八  
二三まで、字山根半八一二の一、八一三、字大塔尻五九四、字妻ノ神谷四三の一、  
字寺ノ上へ六〇の一、六一の一
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法  
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
(2) 字妻ノ神谷四三の一、字寺ノ上へ六〇の一、六一の一  
(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 指定施業要件を定めない森林の所在場所  
字大塔尻五九四  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関  
係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 鳥取県告示第三百八十二号
- 次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林  
法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条  
の規定により告示する。
- 平成六年四月二十二日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字神倉字丹戸・大字中津字市ノカヤ（以上二字国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 變更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

平成6年4月22日 金曜日

## 報 告 公 県 取 鳥

次のとおり公表する。  
(「次のとおり公表する」及び「省略」、並の図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び朝町役場に備へ置て縦覧に供する)

公

告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成6年4月22日

鳥取県収用委員会会長 田 中 篤

- 1 起業者の名称  
建設大臣
- 2 事業の種類  
一般国道9号改築工事(羽合道路)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成6年4月8日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

地			土地 所有者		土地に関する権利を有する関係人					
所 在 地 番	地 目	全筆の地積 (m <sup>2</sup> )	土地登記簿 上のもの	現 況	土地登記簿 上のもの	実 測 土地の地積(m <sup>2</sup> )	収用裁決手続の 開始を決定した 氏 名	住 所	氏 名	住 所
	土地登記簿 上のもの	実 測								
東伯郡羽合町 大字宇野 上馬ノ山	388	山 林	山 林	994	994.38	343.38	松村 洋子	東伯郡羽合町 大字宇野784	な し	

正

品

平成六年一月鳥取県告示第十号（保安林の指定の解除予定について）廿、次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁段行誤 正

六 下 六 三解除の理由 解除の理由  
 ノ 十 一七三の一九八 一一七三の一九八